

各位

静岡市葵区昭和町6番地の2
アイワンビル 7階
アイワンホール

当ホールでは、宴会・会議等のお申込(利用契約の締結)に関して下記の利用規約を設けております。つきましては、会場のご利用・設営、お支払等について本規約の内容をあらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

宴会・会議等利用規約

1.宴会・会議時間と延長料金について

会議のご利用は、設営から撤収を含め、事前に係員と打ち合わせ戴いた時間内で終了されますようお願いいたします。また、ご利用開始時間が遅れた場合であっても契約時間にもとづき所定の利用料金等をお支払していただきます。この利用時間が契約時間を超過した場合は延長料金を申し受けます。

但し、次の利用者の使用時間の関係で延長に応じられない場合もございます。

2.お申込について

初めての利用または・静岡県外の事業所の方が、宴会・会議等のご予約を頂いた場合、お申込金を申し受ける場合がございます。申込金の金額、支払期限等はお申込の内容によって提示させていただきます。

電話申込または利用申込書等を提示いただいた後、当社から受付書を fax または郵送いたしますので、確認サインをされ、返送いただいて予約確定といたします。

3.前受金について

利用期間が多数日に及ぶ場合、利用金額が一定金額以上に見込まれ、宴会・会議等をご利用いただく場合は、お見積の概算金額を持って事前にお支払いただく場合がございます。

なお、前受金の金額、支払期限等はお申込の内容によって提示させていただきます。

4.料金のお支払について

原則として、初めて当施設を会議に利用される場合は、当日利用前または利用後現金にてお支払いをお願いいたします。

また、二回目以降の利用で振り込み支払いを希望される場合であっても、宴会・会議等に関する一切の費用(お申込金あるいは、前受金をお支払いただいている場合はその残金)は、その開催日から1ヶ月以内に現金・小切手又は銀行振り込みにてお支払くださるようお願い申し上げます。

5.ご利用人数の最終確認について

宴会・会議等でお料理をご用意させていただく場合には、その注文数についてご利用日3日前の午前中までに確定数を当ホールまでにご連絡ください。なお、それまでに連絡なき場合は、事前にご予約いただいております注文数にて、ご精算願います。

6.装飾、余興等の手配について

宴会・会議等に関する装飾品、音響（音楽）、余興、コンパニオン、引出物等各種商品について、原則として弊社指定の業者を利用するものといたします。

お客様の都合で弊社指定以外の業者をご利用になる場合は、事前に弊社の上記の元にご手配するものといたします。なお、運営上や他のお客様の使用に支障があることが想定される場合は装飾、余興等の手配をお断りすることがございます。

また、弊社の上記の元にご手配された業者でありましても、その業務につき弊社の運営上支障が起こることが想定される場合は、弊社担当からの指示の元にその業務を遂行するものといたします。

7.取消と期日変更の取扱について

①既にご予約いただいている宴会・会議等をお客様の都合により取消される場合は、下記の取消料を請求いたします。

取消料（取消の申し出の日から利用予定日までの期間で計算）

取消申し出日	取消料			
	会場費	宴会費	飲物代	その他
31日前から60日前	申込金	申込金	申込金	申込金
4日前から30日前	申込金+実費	申込金+実費	申込金+実費	申込金+実費
前日から3日前	申込金+実費	見積額の50%	申込金+実費	申込金+実費
当日	見積額の50%	見積額全額	申込金+実費	申込金+実費

実費とは、依頼に基づき、作成・手配したことにより発生した費用とします。

②申込金又は前受金を払込した後に取消の申出がなされた場合は、上記表に基づき計算しその差額を請求若しくは返金いたします。

③既にご予約いただいている宴会・会議等をお客様の都合により変更される場合も、上記取消料の規約を準用いたします。

8.損害賠償について

①宴会・会議等での利用にあたって、弊社の施設・什器・備品等を破損又は損傷することのなきよう十分な管理を持って使用するようお願いします。

②万が一、お客様・その関係の方・又はお客様より依頼を受けた業者等が、弊社資産に損害が発生せしめたる場合は、本施設の使用申出者にその賠償を求めることといたします。

9.禁止事項について

次に掲げる事項は禁止事項といたします。

- 盲導犬以外の動物・家畜類の持込
- 発火または引火性のある物品の持込
- 悪臭・異臭を発するものの持込
- その他人や財産に危害を加える可能性のあるものの持込
- 法令または公序良俗に反する行為や他のお客様への迷惑となる言動
- 法定乃至指定伝染病に罹っていると明らかに認められるお客様の利用
- 弊社備品の移動
- お申込内容と異なる使用目的でのご利用

10.解約について

①利用申込をされたお客様及び宴会・会議等にご出席のお客様が本規約に違反、あるいはその恐れがある場合には、宴会・会議等の申し込み時にお断りするか、既に利用契約を締結している場合でも解約させていただくことがあります。

②申込金または、前払金を請求させていただいたにもかかわらず、正当な理由なく指定期日までに入金なき場合も解約事項に該当するものとし、本契約を解約し取消に準ずる違約金を請求する場合もあることといたします。

11.暴力団及び暴力団員並びに公序良俗に反する恐れのある方の利用について

①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等のご利用はお断りします。ご予約後あるいは利用中にその事実が判明した場合には、その時点でお断りいたします。

②反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団、過激行動団体等及びその構成員)及び公序良俗に反する恐れのある方のご利用もお断りいたします。

以上